

## 商品概要説明書

### 年金受給者向け定期貯金

(令和4年3月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	・年金受給者向け定期貯金 (愛称：JA年金定期貯金 ～長閑(のどか)～) 《スーパー定期貯金(単利型)で組入れます》
2. 販売対象	・個人のみ ・当店舗で公的年金振込の受取を既に開始している方 ・当店舗に公的年金振込の受取を新規に指定していただける方
3. 期間	・1年の定型方式 ・自動継続(元金自動継続)の取扱いになります。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000円以上300万円以内 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	・預入時におけるスーパー定期貯金(単利型)の店頭表示の利率に組合員または組合員家族は0.3%を上乗せした利率、組合員以外は0.1%を上乗せした利率を満期日まで適用します。自動継続時には、この定期貯金の自動継続時の店頭表示利率に0.3%または0.1%を上乗せした利率を当該満期日まで適用します。 ※自動継続時の上乗せした利率については将来の社会情勢や金融情勢等により予告なしに変更する場合があります。 ・預入期間を通じて年金振込口座指定が継続されない場合は、預入時のスーパー定期貯金(単利型)の店頭表示の利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。(お利息は年金お受取口座への入金となります。) ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	—
8. 付加できる 特約事項	・マル優(障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
9. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ①預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 ②預入期間が6か月以上の場合 約定利率×50% ただし、預入期間を通じて振込口座指定が継続されない場合は預入時の自由金利型定期貯金(単利型)の店頭表示の利率を約定利率とします。

<p>10. 貯金（預金） 保険制度 （公的制度）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</li> </ul>
<p>11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本店金融部・店舗またはリスク管理課（電話：0120-017-511）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合リスク管理課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）</p>
<p>12. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預入額は、一人300万円を限度とします。</li> <li>・本商品は金融情勢の等の変化により、取扱期間中であっても「商品内容の変更」や「取扱の中止」を行うことがあります。</li> </ul>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA湘南